



# 鳥取県公報

平成 19 年 10 月 16 日(火)  
号外第 1 5 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
(31) (給与課) . . . . . 2

# 人 事 委 員 会 規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月16日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

## 鳥取県人事委員会規則第31号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第6条及び第12条の規定並びに公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第6条、第7条第4項及び第16条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（復職時等における号給の調整）</p> <p>第17条 <u>次の各号に掲げる職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合においては、それぞれ当該各号に掲げる期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等調整換算表（別表第15）により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのい</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第6条及び第12条の規定並びに公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第6条、第7条第4項及び第16条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（復職時等における号給の調整）</p> <p>第17条 <u>休職にされ、若しくは地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、外国派遣職員、公益法人等派遣職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）若しくは教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以</u></p>

ずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

下「大学院修学休業」という。)をした職員が職務に復帰し、又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第15条若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第13条に規定する病気休暇、勤務時間条例第17条及び県費負担教職員勤務時間条例第15条に規定する無給休暇若しくは職務に専念する義務の特例に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号。以下「職務専念特例規則」という。)第2条の表第7号の場合における義務免除若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)第15条の表第28号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合においては、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇若しくは義務免除の期間(以下「休職等の期間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第15)により換算して得た期間又は育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- (1) 休職にされた職員 休職の期間
- (2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた職員 専従許可の有効期間
- (3) 外国派遣職員 派遣期間
- (4) 公益法人等派遣職員 派遣期間
- (5) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。)をした職員 大学院修学休業の期間
- (6) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第15条又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第13条に規定する病気休暇のため勤務しなかった職員 休暇の期間
- (7) 勤務時間条例第17条又は県費負担教職員勤務

<p><u>時間条例第15条に規定する無給休暇のため勤務しなかつた職員 休暇の期間</u></p> <p>(8) <u>職務に専念する義務の特例に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号。以下「職務専念特例規則」という。)</u>第2条の表第7号の場合における義務免除のため勤務しなかつた職員 <u>義務免除の期間</u></p> <p>(9) <u>県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)第15条の表第28号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇のため勤務しなかつた職員 休暇の期間</u></p> <p>2. <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する育児休業をした職員(以下「育児休業職員」という。)</u>が職務に復帰した場合においては、<u>育児休業条例第6条の規定により、同条に規定する期間を引き続き勤務したものとみなして、職務に復帰した日(以下「復帰日」という。)</u>及び復帰日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、<u>昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</u></p> <p>3. <u>外国派遣職員、公益法人等派遣職員若しくは育児休業職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前2項の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整することができる。</u></p>	<p>2. <u>外国派遣職員又は公益法人等派遣職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整することができる。</u></p>
--	---

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成19年8月1日から適用する。